

徳島市中小企業振興基本条例(素案)概要に対するパブリックコメント手続の実施結果

意見募集期間 平成26年6月26日～平成26年7月25日

意見提出者数 1人

提出意見数 2件

提出いただいたご意見に対する市の考え方は別紙のとおりです。

提出された意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>小規模企業振興基本法が、平成26年6月27日に施行されました。</p> <p>日本全国に景気の好循環を浸透させ、地方に強靱で自立的な経済を構築するためにも、雇用を支え、新たな需要にきめ細かく対応できる小規模企業の役割が重要であり、同法の基本原則の規定においても、「小規模企業の活力発揮の必要性が増大していることから、その事業の持続的な発展が図られること」が必要であるとされています。</p> <p>こうしたことから、「条例制定の目的」の中に、小規模企業における技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的な発展」を目指すものであることを追記してもらいたい。</p>	<p>小規模企業振興基本法において、小規模企業の「事業の持続的な発展」を図るという新たな考え方が示されたことや、地方公共団体の責務として、小規模企業が果たしている役割や地域社会への貢献について、住民の理解を深めるよう求められていること等を踏まえ、これらの主旨を条例前文や基本理念の中に記載することを検討いたします。</p>
2	<p>同様に、「市の責務」として示されている「中小企業の実態把握」、「中小企業者及び中小企業団体の意見の反映」及び「中小企業者の受注機会の確保」について、対象として、中小企業や中小企業団体に加え、「小規模企業」、「小規模企業団体」を追記してもらいたい。</p>	<p>小規模企業については、中小企業基本法において、中小企業のうち常時使用する従業員の数が同法で定める人数以下の企業として定義づけられています。</p> <p>本条例においても、同法と同一の定義づけを行うこととしており、「中小企業」という表記の中に小規模企業は含まれることから、原案のままとさせていただきます。</p>